

こんにちは、ひろこくです



広島国道事務所からの  
お知らせ

平成28年 6月17日 16:00 解禁

平成28年 6月15日

同時資料提供先：合同庁舎記者クラブ  
広島県政記者クラブ  
中国地方建設記者クラブ

## NEXCOと合同で特殊車両の指導取締を実施します ～道路の安全利用を目指して～

広島国道事務所では、特殊車両通行許可制度の普及啓発と違反車両に対する是正指導を行うことを目的に、広島県警察本部交通機動隊と協力し、継続的に特殊車両の指導取締を実施しています。

この度、今年度1回目となる取締りをNEXCOと合同で以下のとおり実施しますのでお知らせします。

平成26年5月9日に策定された「道路の老朽化対策に向けた大型車の通行の適正化方針」に基づき、国民の財産である道路を極めて大きく傷める重量超過の悪質違反者には厳罰化を、適正に道路を利用して物流を支える方にはより使いやすくといったメリハリの効いた取り組みを進めています。

国土交通省HP [http://www.mlit.go.jp/report/press/road01\\_hh\\_000420.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000420.html)

※特殊車両通行許可制度については別紙—2をご参照ください。

- 日 時 平成28年 6月17日(金) 14:00～16:00  
雨天等により指導取締を中止する場合があります。
- 実施場所 ①国土交通省実施場所 一般国道2号(上り) 大竹車両計量所  
(大竹市黒川一丁目地内：別紙—1参照)  
②NEXCO実施場所 広島岩国道路 大竹 IC
- 協 力 広島県警察本部 交通機動隊
- その 他 報道解禁は、6月17日(金)16:00としますので、ご協力をお願いします。  
指導取締を行っている時のカメラ取材は、可能です。

### (問い合わせ先)

国土交通省 中国地方整備局 広島国道事務所

【担当】 管理第一課長 のむら みつお 野村 光男  
TEL (082) 281 -4131 FAX (082) 286-7901

【広報担当】 計画課長 あべ まなぶ 安部 学  
TEL (082) 281 - 4131 FAX (082) 286 - 7897

ホームページ <http://www.cgr.mlit.go.jp/hirokoku/>

※1 取締り箇所位置図



※2 国土交通省取締り箇所詳細図



## 検測状況

重量測定



長さ測定



幅測定



高さ測定



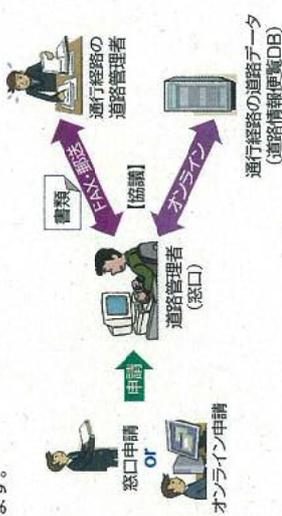
※ 掲載の車両写真は、取締の状況写真であり、違反の写真ではありません。

## 「特殊車両通行許可」申請と許可

- 車両を通行させようとする者(荷主、運送事業者等)またはその代理人(行政書士等)が申請できます。
- 道路管理者(国・地方自治体・高速道路機構等)は、申請された車両の大きさ・重さ等に関して「技術的・物理的な観点」から申請された経路を通行可能か否かの判断(審査)を行います。

● 複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者(例えば国道事務所)で一括して手続き(他の道路管理者と協議を含む。)を行っていただきます。

● 申請内容を迅速に審査するためにもオンラインでの申請をお願いします。また、国土交通省へのオンライン申請であれば、24時間全国の窓口申請することもでき、申請書の提出及び許可証の交付のために窓口に向く必要はありませんので大変便利です。



### 【ポイント】

- > 道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要。  
(※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。)
- > 許可期間は車両や貨物の大きさ・重さ及び通行形態(1回の走行のみか、反復的な走行か等)により最長2年まで。
- > 申請に関する詳細は右記のURLをご参照ください。 <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

## 「特殊車両通行許可」で気をつけていただきたいこと

通行経路の速中に強度が弱い(旧基準により設計された、又は重量制限違反車両の走行等により損傷した)橋がある場合は許可できないことがあります。

※ただし、迂回ルートによる申請や貨物を分解して積載量を減らした申請によって許可できることもあります!!  
申請から許可まで各道路管理者による審査のために時間を要します。重荷物や長大物の輸送依頼をする際は、その期間を考慮した輸送計画を立ちくして下さい。自動車検査証記載の「最大積載量」「車両総重量」以下の重量でも許可できない場合があります。

## 中国地方整備局(特殊車両に関する全般及び申請に関する問合せ)

機関名	住所	電話番号
松江国道事務所 管理第一課	〒690-0017 松江市西津田2丁目6番28号	TEL 0852-26-2131
広島国道事務所 管理第一課	〒734-0022 広島市南区東雲2丁目13番28号	TEL 082-281-4131

## 特殊車両関係情報サイト

提供内容	提供者	URL
特車申請におけるオンライン申請の紹介	特車運用事務局	<a href="http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/index.html">http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/index.html</a>
全国の道路規制情報	特車運用事務局	<a href="http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/kisei/index.html">http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/kisei/index.html</a>
各県・政令市等の窓口	特車運用事務局	<a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index0000012.html">http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index0000012.html</a>

# 荷主・運送関係の皆様へ 大型車両の 適正な通行を!

## 特殊車両通行許可制度

ご存知ですか?  
道路法に基づき定められた  
必要な手続きです



